



刑事訴訟法の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月24日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

### ○長野県公安委員会規則第11号

刑事訴訟法の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

(刑事訴訟法の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第1条 刑事訴訟法の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

別記様式を削る。

(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第2条 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年長野県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とする。

別記様式を削る。

(傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第3条 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年長野県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

警 務 課